

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	小松市、加賀市、 能美市、川北町

南加賀鳥獣被害防止計画

<連絡先>

(代表)

担当部署名 小松市産業未来部農林水産課
所在地 石川県小松市小馬出町 91 番地
電話番号 0761-24-8081
F A X 番号 0761-23-6402
メールアドレス rinmu@city.komatsu.lg.jp

担当部署名 加賀市経済環境部農林水産課
所在地 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地
電話番号 0761-72-7884
F A X 番号 0761-72-7991
メールアドレス nousui@city.kaga.lg.jp

担当部署名 能美市産業交流部農林課
所在地 石川県能美市寺井町た 35 番地
電話番号 0761-58-2256
F A X 番号 0761-58-2297
メールアドレス norin@city.nomi.lg.jp

担当部署名 川北町産業経済課
所在地 石川県能美郡川北町壺ツ屋 174 番地
電話番号 076-277-1111
F A X 番号 076-277-2584
メールアドレス sankei@town.kawakita.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カルガモ・カラス・スズメ・ タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ ニホンジカ・サル・クマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	小松市、加賀市、能美市、川北町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	20,300 千円 21.29ha
	タケノコ	1,707 千円 3.60ha
	大豆	293 千円 2.11ha
	果樹	324 千円 0.07ha
カルガモ・カラス・スズメ	水稲・野菜	0 千円 0.00ha
タヌキ・ハクビシン・アライグマ	野菜・果樹	家庭菜園等での被害がある
ニホンジカ・クマ・サル	森林	50 千円 0.04ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ 平成11年に被害が確認されて以来、年々被害は増加している。被害は、5月から10月の水稲の倒状及び食害、春先のタケノコ被害が多くを占めており、農業施設の被害も発生している。被害地域は中山間地から平野部へと広がってきている。また、捕獲頭数も増加していることより、イノシシの生息数も増加し、生息区域も拡大していると推測され、今後、イノシシ被害の増加が懸念される。</p> <p>○カルガモ・カラス・スズメ 近年、被害は減少しつつある。水稲については、4～5月にかけて苗の踏み荒らしや直まきの被害が発生している。</p> <p>○タヌキ・ハクビシン・アライグマ</p>

対象地域の一部家庭菜園や果樹園で、野菜や果樹の収穫期に被害が発生している。

○クマ・サル
クマは山間地での生息が確認され、人工林のスギ、ヒノキに剥皮被害が発生している。サルについては、家庭菜園を中心に農作物被害が発生している。

○ニホンジカ
山間地での生息が確認され、スギ、ヒノキ、クリ等に剥皮被害が発生しており、今後は水稻及び大麦の被害拡大が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
【被害金額】		
イノシシ	22,624 千円	15,800 千円
カルガモ・カラス・スズメ	0 千円	0 千円
タヌキ・ハクビシン・アライグマ	0 千円	0 千円
ニホンジカ・クマ・サル	50 千円	30 千円
【被害面積】		
イノシシ	27.07ha	18.90ha
カルガモ・カラス・スズメ	0.00ha	0.00ha
タヌキ・ハクビシン・アライグマ	0.00ha	0.00ha
ニホンジカ・クマ・サル	0.04ha	0.024ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	各市町と猟友会及び協議会が連携し、各々有害鳥獣の捕獲を行ってきた。 市町においては、 ・有害鳥獣捕獲隊への補助 ・狩猟免許取得費用の一部補助	檻の購入及びワナ免許取得によりイノシシ捕獲数が多くなっているが、生息数はそれ以上に増えているように推測される。 捕獲隊員の確保のみでなく、捕獲技術向上などの捕獲隊の育成が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	対策事業により侵入防止柵の整備を進めているが、地元要望に十分応えていない状況にある。 侵入防止柵の整備については、協議会により柵の購入、設置については地元生産者が行っている。 (現状) 電気柵 L= 166,460m 金網柵 L= 201,637m	防護柵・電気柵の設置は、地元からの要望により設置しているが、未設置地区の被害が拡大している。 また、耐用年数のすぎた電気柵の更新、又は、恒久柵への変更を進めていく必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>南加賀地域（加賀市、小松市、能美市、川北町）では、令和元年度の農林被害金額は22,674千円、被害面積27.11ha/年となっており、主な被害はイノシシによる水稻被害である。</p> <p>南加賀地域では、被害防止計画を策定するにあたり、令和4年度までに被害金額15,830千円（約30%減）、被害面積18.924ha（約30%減）を目標とする。</p> <p>①個体数管理</p> <p>平成23年3月に南加賀鳥獣被害対策協議会が設立されたことにより、協議会が中心となり市町・農協・猟友会・生産者と連携して、広域的に捕獲活動を行う体制を継続していく。</p> <p>②被害防止</p>
--

侵入防止柵の設置にあたっては、対策協議会が中心となり、市町を越えた計画に基づき鳥獣害被害の軽減に効果的な設置箇所及び延長を検討していく。

③生息環境の整備

防護柵及び捕獲だけでなく、山林と田畑の間に緩衝地帯（バッファゾーン）の設置を進め、野生獣の出没しにくい環境を整備する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ・ニホンジカは市町により編成された有害鳥獣捕獲隊により実施する。

また、各市町及び猟友会と連携を密にし、捕獲隊員の人材確保、技術の向上に努める。

ツキノワグマについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、別途個体数調整捕獲を計画的に進める。

鳥獣被害対策実施隊員は、ニホンジカ、イノシシ及びクマについて必要に応じて、事故防止のため周囲の安全を十分確認の上、ライフル銃による捕獲を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2 年度	イノシシ・タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホンジカ・クマ・サル	鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設、侵入防止柵の設置、緩衝地帯の設置及び和牛放牧等を進める。 また、研修会等を猟友会と連携して行い、生産者の被害防止に対する意識の向上及び狩猟免許取得者の確保育成を進める。
令和 3 年度	イノシシ・タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホンジカ・クマ・サル	鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設、侵入防止柵の設置、緩衝地帯の設置及び和牛放牧等を進める。 また、研修会等を猟友会と連携して行い、生産者及び集落の被害防止の意識向上及び狩猟免許取得者の確保育成を進める。 市職員及び猟友会による鳥獣被害実施隊設置に向け関係条例等整備を進める。
令和 4 年度	イノシシ・タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ニホンジカ・クマ・サル	鳥獣被害対策協議会が中心となり、侵入防止柵の設置、緩衝地帯の設置を進める。 また、研修会等を猟友会等と連携して行い、生産者及び集落の被害防止対策の意識向上を進める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 平成28年度の有害捕獲頭数は784頭、29年度は941頭、30年度は1186頭、令和元年度は12月末で768頭となっており、令和元年度は豚熱の影響により捕獲頭数は減少しているが、個体数が今後も減少するかは不透明であり、被害の増加も懸念される。このため令和2年度捕獲頭数は年間1200頭とする。</p> <p>○カルガモ・カラス・スズメ 平成30年度にはカラス・カルガモ・スズメによる被害は、春先の苗の踏み荒らし及び直播の食害被害が主であるが、被害は減少傾向であり、過去の捕獲状況を考慮し捕獲頭数を700羽とする。</p> <p>○タヌキ・ハクビシン・アライグマ 平成30年度には、タヌキ・ハクビシン・アライグマの捕獲状況は104頭となっている。被害は、果樹、家庭菜園及び住宅への侵入被害が増え</p>

ており生息数は増加していると思われるので、捕獲頭数を150頭とする。
○ニホンジカ

近年、ニホンジカにより林業被害が発生しており、生息数が増加しつつあると思われるので、新たに捕獲頭数を30頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	1200頭	1200頭	1200頭
カルガモ・カラス	700羽	700羽	700羽
タヌキ・ハクビシン・アライグマ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ	30頭	30頭	30頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

農作物被害は春期から秋期に多発しているため、有害鳥獣捕獲を行うにあたっては、捕獲に効果的な実施時期及び猟具（檻・銃器）により実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

捕獲従事者が接近できない状況において、出没したニホンジカ、イノシシ及びクマを捕獲する場合にライフル銃を使用する必要性があり、特に有害捕獲においては捕獲中、従事者に危害が及ぶ可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。

ライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。

- (1) 捕獲対象が、ニホンジカ、イノシシ及びクマの大型獣であること。
- (2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証記載の期間内及び場所であること。
- (3) 人身被害発生の可能性のある等の緊急時において、ライフル銃以外の手段では従事者の安全を確保した捕獲を実施できない場合であること。
- (4) 地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の

実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
能美市・川北町	アライグマ
小松市・加賀市・ 能美市	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	侵入防止柵 L=15,000m（新設）	侵入防止柵 L=15,000m（新設）	侵入防止柵 L=15,000m（新設）

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2 年度	イノシシ	対策協議会が中心となり、現地講習会等を実施し、生産者の被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、生産者が自主的に被害防止活動を行えるような体制整備を進める。
	ニホンジカ・クマ・サル	被害状況を調査するとともに、今後被害が拡大した場合の防止対策について検討する。
令和 3 年度	イノシシ	対策協議会が中心となり、現地講習会等を実施し、生産者の被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、生産者が自主的に被害防止活動を行えるような体制整備を進める。
	ニホンジカ	被害状況を調査するとともに、今後被害が拡大し

	カ・クマ・サル	た場合の防止対策について検討する。
令和 4 年度	イノシシ	対策協議会が中心となり、現地講習会等を実施し、生産者の被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、生産者が自主的に被害防止活動を行えるような体制整備を進める。
	ニホンジカ・クマ・サル	被害状況を調査するとともに、今後被害が拡大した場合の防止対策について検討する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

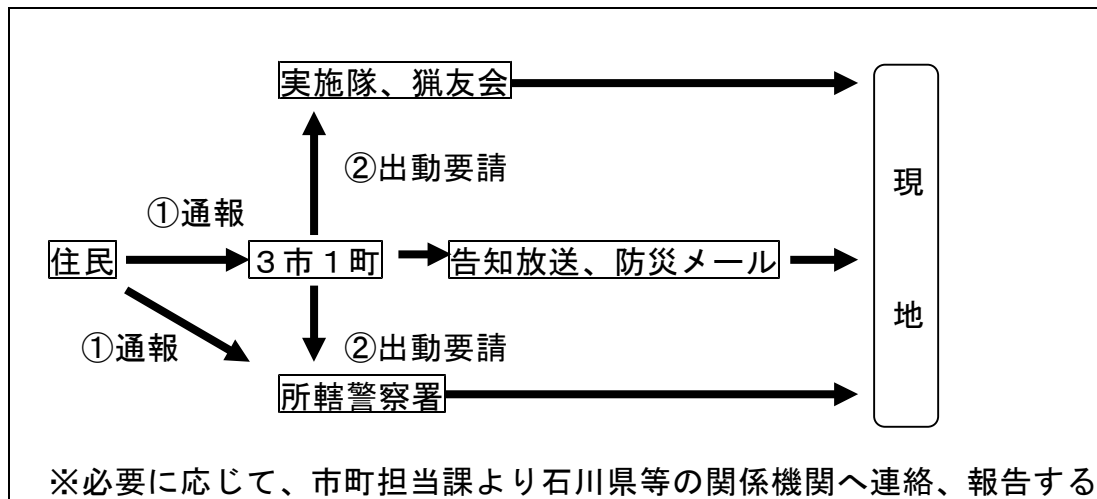
関係機関等の名称	役割
石川県自然環境課 南加賀農林総合事務所	・被害の発生地区の取り纏め ・緊急時の連絡、指導 など
警察署（小松・大聖寺・能美）	・住民からの情報収集 ・緊急時の避難協力 など
小松市・加賀市・能美市・川北町	・有害鳥獣被害防止対策方法の啓発 ・有害鳥獣駆除の実施 ・緊急時には、警察、石川県自然環境課及び南加賀農林総合事務所へ連絡し指示を仰ぐ。 など
鳥獣被害対策実施隊、 石川県猟友会（能美小松支部・加賀支部）	・有害鳥獣被害対策方法の啓発 ・有害鳥獣の捕獲 など

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、焼却施設での焼却、又は埋却により適切に処分する。
令和元年度に完成したジビエ肉加工処理施設稼働後は処理加工に適したイノシシについては、原則全量施設に搬入し、ジビエ肉等として利活用を図る。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲個体の有効活用と新たな地域資源の育成に取り組み、ジビエの利活用の推進を図る。

- ・南加賀広域圏事務組合にて運営（予定）
- ・ジビエ肉処理加工施設の整備（令和元年度竣工）
- ・年間処理計画頭数 1,000頭
（有害捕獲の約8割・狩猟捕獲の約5割を利活用）
- ・国産ジビエ認証、ISO22002 準拠による衛生管理の徹底（予定）

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食

品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南加賀鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
小松市農林水産課	協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害関連の情報提供
加賀市農林水産課	協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害関連の情報提供
能美市農林課	協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害関連の情報提供
川北町産業経済課	協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害関連の情報提供
石川県南加賀農林総合事務所	鳥獣被害関連情報の提供
石川県農業共済組合 加賀地区支所	鳥獣被害関連情報の提供
小松市農業協同組合	協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害の取りまとめ
加賀農業協同組合	協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害の取りまとめ
能美農業協同組合	協議会の運営及び連絡調整並びに鳥獣被害の取りまとめ
根上農業協同組合	協議会に関する連絡調整並びに鳥獣被害の取りまとめ
かが森林組合	協議会に関する連絡調整並びに鳥獣被害の取りまとめ
石川県猟友会能美小松支部	獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施
石川県猟友会加賀支部	獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施
石川県鳥獣保護員	鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務
南加賀有害鳥獣被害対策協議会会員	各地区の農業生産組合で組織されており、地区の鳥獣被害及び対策の効果等の情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等

の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	オブザーバーとして南加賀鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供
石川県自然環境課	オブザーバーとして南加賀鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な助言
石川県農業安全課	オブザーバーとして南加賀鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年1月から平成25年3月にかけて、各市町で職員を中心に組織され、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス等の駆除活動を行っている

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域内における農作物被害は、中山間地域を中心に深刻であり、広範囲での侵入防止柵を設置する必要があり、生産者・地域住民が一体となった取り組みを進める。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。